

令和6年度

第3回上尾市学校給食運営委員会

議題資料

令和6年度 小学校給食実施計画表(案)

| 日 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 1 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | 土 |
| 2 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | 日 |
| 3 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | 月 |
| 4 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | ① |
| 5 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | ② |
| 6 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | ③ |
| 7 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | ④ |
| 8 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | ⑤ |
| 9 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | ⑥ |
| 10 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | ⑦ |
| 11 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | ⑧ |
| 12 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | ⑨ |
| 13 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | ⑩ |
| 14 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | ⑪ |
| 15 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | ⑫ |
| 16 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | ⑬ |
| 17 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | ⑭ |
| 18 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | ⑮ |
| 19 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | ⑯ |
| 20 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | ⑰ |
| 21 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | ⑱ |
| 22 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | ⑲ |
| 23 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | ⑳ |
| 24 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | ㉑ |
| 25 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | ㉒ |
| 26 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | 土 | 火 | 木 | 日 | 水 | ㉓ |
| 27 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | 日 | 水 | 金 | 月 | 木 | ㉔ |
| 28 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | 月 | 木 | 土 | 火 | 金 | ㉕ |
| 29 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | 火 | 金 | 日 | 水 | 土 | ㉖ |
| 30 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | 水 | 土 | 月 | 木 | 日 | ㉗ |
| 31 | 水 | 金 | 月 | 水 | 土 | 火 | 木 | 日 | 火 | 金 | 月 | ㉘ |
| | 14回 | 21回 | 19回 | 11回 | 3回 | 19回 | 22回 | 19回 | 14回 | 15回 | 18回 | 14回 |
| | | | | | | | | | | | | 計 189回 |

☆ 他会議等：県・学校栄養士研究会(5月頃)/物資全体会議(5月頃)/栄養士夏季研修会(8月頃)

※ 献立作成数…189回分

※ 給食が実施できる回数…185回まで(献立作成数から、開校記念日・運動会・校外学習・学校公開日の振替休日・就学時健診などの4を除いた回数で、月曜から金曜までの給食実施回数です。)

【注】給食開始日・給食終了日のルールについて、R5.9.21 指導課・学務課と協議した結果、以下の①②のとおり(日にちの数え方→学校開校日を数える(土日・祝日は数えない))

①給食開始日→入学式・始業式の2日後(中1日空ける) ②給食終了日→終業式・修了式の3日前(中2日空ける)



令和 6 年度小中学校給食費について (案)

【小学校】

| | 現年度 (令和 5 年度) | 改定案 (令和 6 年度) |
|------|--|---|
| 児童 | 月額／4,300 円 (4～7 月、10～3 月) 5,300 円 (9 月) ※8 月分を含める 年額／48,300 円 徴収・返金のための 1 食単価 270 円 | 児童の学校給食費は、現年度 (令和 5 年度) と変更なし |
| 教職員等 | 月額／4,300 円 (4～7 月) 4,800 円 (10～3 月) 5,700 円 (9 月) ※8 月分を含める 年額／51,700 円 徴収・返金のための 1 食単価 / 270 円 (4～7 月) 300 円 (8～3 月) | 月額／4,940 円 (4～7 月、10～3 月) 5,980 円 (9 月) ※8 月分を含める 年額／55,380 円 徴収・返金のための 1 食単価 300 円 |

【中学校】

| | 現年度 (令和 5 年度) | 改定案 (令和 6 年度) |
|------|--|---|
| 生徒 | 月額／5,200 円 (4～7 月、10～3 月) 6,440 円 (9 月) ※8 月分を含める 年額／58,440 円 徴収・返金のための 1 食単価 310 円 | 生徒の学校給食費は、現年度 (令和 5 年度) と変更なし |
| 教職員等 | 月額／5,200 円 (4～7 月) 5,710 円 (10～3 月) 7,110 円 (9 月) ※8 月分を含める 年額／62,170 円 徴収・返金のための 1 食単価 / 310 円 (4～7 月) 350 円 (8～3 月) | 月額／5,720 円 (4～7 月、10～3 月) 7,160 円 (9 月) ※8 月分を含める 年額／64,360 円 徴収・返金のための 1 食単価 360 円 |

上尾市学校給食基本方針(骨子案)

①基本計画の目的

上尾市学校給食基本計画は、上尾市学校施設更新計画と連携しながら上尾市学校給食基本方針で定めた5つの方針を実現することを目的に、小中学校における学校給食の提供方式について検討します。

対象施設：上尾市の小中学校給食施設および中学校給食共同調理場

実施時期：上尾市学校施設更新計画実施計画に基づく

学校施設更新計画基本方針

上尾市学校給食基本方針 (R5.3)

学校施設更新計画基本計画

上尾市学校給食基本計画 (R6.3)

学校施設更新計画実施計画

連携

②基本方針の実現に向けた給食施設整備についての考え方

施設面・運営面における課題や、児童生徒とその保護者のアンケート結果を踏まえ策定した基本方針の内容を実現するために、今後、必要となる学校給食設備について具体的な整備項目を示します。

整備項目(案)

- (1)学校給食衛生管理基準への適合 (2)空調設備の導入 (3)作業効率に配慮したレイアウト作成 (4)省力化・省人化を図った設備の導入
- (5)炊飯設備の導入 (6)アレルギー対策室の設置

③整備項目を踏まえた給食施設にかかる初期費用・運営費と給食調理員数の試算及び検証

上記②の整備項目を踏まえ、基本方針の内容を実現するためにかかる初期費用・運営費と給食調理員数などの試算を行い、給食施設が設置可能かどうかを含め、検証結果を示します。また、ライフサイクルコストの観点からも検証を行います。

検証する提供方式(案)

- ア) 小学校：自校方式 中学校：センター&サテライト方式 イ) 小学校：自校方式 中学校：センター方式
- ウ) 小・中学校：センター方式(3センター) エ) 小・中学校：センター方式(1センター) オ) 小・中学校：親子方式、センター方式

④今後の学校給食提供方式について

上記③の検証結果を踏まえ、児童生徒に安全安心でおいしい学校給食を提供することを第一に考え、また将来にわたり、持続可能な給食調理体制の構築という観点から、本市における目指すべき学校給食提供方式について示します。

第6章 上尾市学校給食基本方針

第1章から第5章までを踏まえ、子供たちの健やかな成長、安全・安心でおいしい給食を将来にわたり提供するため、次のとおり本市における学校給食基本方針を掲げることとします。

上尾市学校給食基本方針

方針1 安全・安心な給食を提供する

食中毒等の発生を防止するために、学校給食衛生管理基準に適合した施設や設備を整備し、HACCP(※1)の概念に基づき、衛生管理を徹底した環境で調理します。

また、人員確保や空調設備等を整備することで、調理員が働きやすい環境を整え、作業効率や安全性等を向上させ、安全・安心な給食を提供します。

方針2 栄養バランスのとれたおいしい給食を提供する

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達や健康の保持増進、正しい食習慣の形成に大きな役割を果たします。このため、豊富な献立作成等を行うことで栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供します。

方針3 食育を促進する

学校給食を「生きた教材」として行事食や郷土料理を積極的に取り入れ、効果的に食育を促進します。また、学校給食や食育の指導を通して食事の大切さやマナー等を学ぶ機会を創出します。

方針4 アレルギー対応を推進する

食物アレルギーを有する児童生徒に対応した献立作成を行い、より多くの児童生徒が学校給食を食べられるように、課題を整理し推進していきます。

方針5 将来にわたり安定的な給食提供体制を構築する

各学校の更新時期や実情を踏まえ、長期的な視点を持ち、持続可能な給食提供体制を構築していきます。

※1 HACCP(Hazard analysis and Critical Control Point)とは

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。令和3年6月1日から、原則としてすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むことになっています。